

災害時における什器・備品等の供給協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 白子町（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション（以下「乙」という。）は、白子町に地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、什器・備品等の供給協力に関する事項について協定を締結する。

(目的)

第2条 この協定は、災害時における災害対策施設の設営、応急対策及び復旧業務を実施するにあたり必要な什器・備品等を迅速かつ円滑に提供するために必要な事項を定め、もって迅速な災害復旧を行うことを目的とする。

(供給協力に関する事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の供給協力に関する事項は、原則として白子町災害対策本部を設置し、乙に対して協力の要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第4条 災害時において、甲が什器・備品等の供給協力を必要とするときには、甲は、乙に対して乙の取扱品目の供給について協力を要請することができる。

2 甲が乙に対し、物資の供給を要請するときは、災害時協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等で要請し、後日書面を提出するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、合理的な範囲で他の業務に優先して甲に協力するものとする。

(什器・備品等の種類)

第6条 甲が、乙に要請する什器・備品等は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表で掲げる什器・備品等
- (2) その他乙の調達できる範囲内で甲が指定する什器・備品等

(資機材の引き渡し)

第7条 什器・備品等の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所（ただし、通常の運搬方法で運搬可能な場所）とし、甲又は甲が指定した者が当該場所において什器・備品等を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙又は乙が指定する者が行うものとする

る。ただし、乙又は乙が指定する者が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(保管等)

第8条 甲は、乙から什器・備品等の供給協力を受けたときは、善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

(損害の負担)

第9条 什器・備品等の供給協力について損害が生じたときは、その損害の責について甲乙協議して定めるものとする。

(報告及び承認)

第10条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、災害時協力業務実施報告書（別記様式2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

(費用)

第11条 第4条及び第6条の規定により乙が甲の要請による協力の実施に要した費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、前条に規定する報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の支払い)

第12条 前条第2項の規定に基づき決定した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求が乙からあったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第13条 甲及び乙は、支援協力に関する事項を円滑に行うため、連絡先、連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手先に報告するものとする。

(情報交換)

第14条 甲と乙は、平常時から什器・備品等の供給協力について情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項を円滑に進めるため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

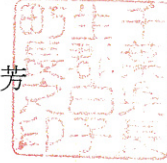
(協議)

第17条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年4月3日

甲 千葉県長生郡白子町関5074番地の2
白子町
白子町長 石井和芳



乙 東京都品川区北品川5丁目1-18
大崎ツインビル東館8F(エイトレント株式会社内)
一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事 中塚克敏

